

令和4年度 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会
分科会2「分野に捉われず支援が必要な人に早期に支援が届く仕組みづくり」
第1回 次第

日時：令和4年7月21日（木）

14時から16時まで

場所：横浜市庁舎 18階みなと4・5会議室

1 開 会

2 分科会長の任命 【資料1】

3 第5期 横浜市地域福祉保健計画策定にかかる分科会について 【資料2】

4 第5期横浜市地域福祉保健計画全体構成（案）について 【資料3】

5 横浜市における「分野に捉われず地域で支援が必要な人」に対する支援の現状と課題について

（1）第1回横浜市策定・推進委員会より「複合化、複雑多様化する地域の課題について」

【資料4】

（2）分科会意見交換参考資料（4月27日策定・推進委員会資料）

【資料5】

6 意見交換 【資料6】

「分野に捉われず支援が必要な人」に対する「気づきの視点」について

（1）「地域で現状では解決の難しい課題を抱えた人や世帯はありますか？」

背景や理由などもわかれば教えてください。

（例）複合的な課題 支援制度に該当しない 支援につなげにくいなど

（2）「支援が必要な人」にどうしたら早く気づくことができますか。

「支援が必要な人」に気づいたときにどうしたらいいと思いますか。

それぞれの立場からご意見をお願いします。

7 第2回分科会2に向けて

「早期に支援が届く仕組みの検討」

気づきを支援につなげる、支える方法について検討します。

8 閉 会

【今後の予定】

○第2回 第5期横浜市地域福祉保健計画策定にかかる分科会2

令和4年9月29日（木） 14時～16時

場所：横浜市庁舎18階 みなと4・5会議室

○第2回横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会

令和4年11月15日（火）午前10時から正午まで

場所：横浜市健康福祉総合センター8階 大会議室A・B

○第2回横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会

令和5年2月中旬頃 詳細未定

【資料一覧】

資料1 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 分科会2委員名簿

資料2 第5期横浜市地域福祉保健計画策定にかかる分科会について

資料3 第5期横浜市地域福祉保健計画全体構成（案）について

資料4 第1回横浜市策定・推進委員会より「複合化、複雑多様化する地域の課題について」

資料5 分科会意見交換参考資料

資料6 意見交換シート

参考資料 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会運営要綱

(五十音順 敬称略)

	氏名	所属	分野
1	アカハネ シンキ 赤羽 重樹	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	医師会
2	アリマト アズサ 有本 梓	横浜市立大学 医学部看護学科 大学院医学研究科 看護学専攻 地域看護学領域准教授	学識経験者（保健）
3	イケダ ヒロシ 池田 宏史	横浜市社会福祉協議会 理事	社会福祉協議会
4	コバヤシ マサル 小林 政晴	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員児童委員協議会
5	ツルミ フコ 鶴見 伸子	横浜市中心身障害児者を守る会連盟 幹事	障害分野関係者
6	ニシオ アツシ 西尾 敦史	愛知東邦大学人間健康学部 教授	学識経験者（福祉）
7	ホシ ツトム 星 勉	公益社団法人神奈川県社会福祉士会 権利擁護・成年後見事業部ばあとなあ神奈川 運営副委員長	成年後見関係者
8	ホンジユク タケン 本宿 剛志	金沢区生活支援センター 愛&あい 施設長	障害分野関係者
9	マシヨ マチコ 増子 眞智子	横浜市保健活動推進委員会 鶴見区会長	保健活動推進員
10	ヤマダ ヒトシ 山田 秀人	市民公募委員	市民委員
11	カワムラ ユキヒサ 川村 幸久	横浜市薬剤師会 常務理事	薬剤師会
12	サカキト ヨウコ 坂本 揺子	一般社団法人横浜市歯科医師会 総合戦略室 副委員長	歯科医師会
13	イクタ ジュンヤ 生田 純也	横浜市社会福祉協議会 高齢福祉部会 地域ケアプラザ分科会 会長 横浜市踊場地域ケアプラザ 所長	<臨時委員> 地域ケアプラザ

オブザーバー

1	ヒロセ マサル 廣瀬 優	南区生活支援課長	
2	ムロヤマ コノ 室山 孝子	都筑区福祉保健課長	

第 5 期 横浜市地域福祉保健計画策定にかかる分科会について

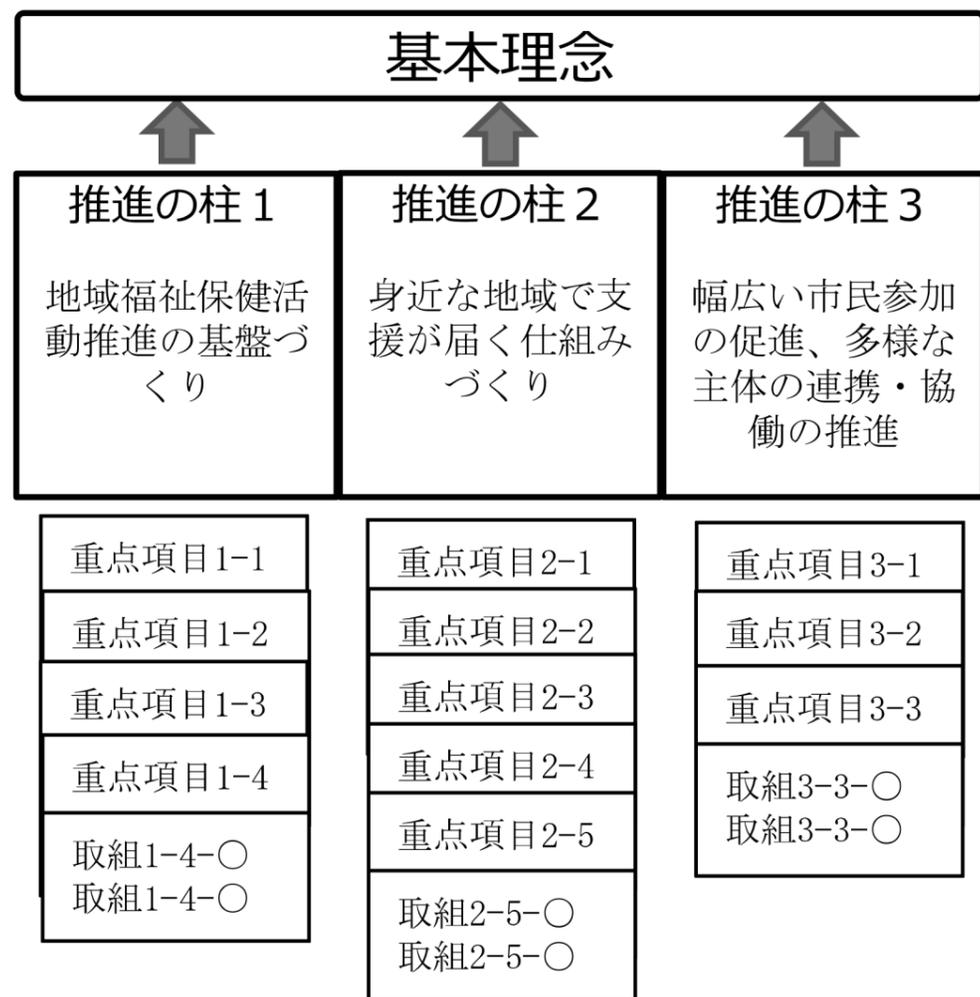
第 5 期横浜市地域福祉保健計画（以下、第 5 期市計画）策定にあたり、特に重点的に取り組むべきテーマについて検討を行うため、分科会を 2 つ設置します。

第 4 期横浜市地域福祉保健計画中間評価の結果を踏まえて分科会の詳細について以下のように定めました。

テーマ名		分科会 1 「多様な世代や人々がつながり地域活動に参画し活躍できる地域づくり」	
主旨		多様な世代や人々がつながるきっかけづくり、誰もが自分らしく社会参加できる地域づくりのための方策を考えるとともに、効果的に推進するための地域、関係機関、支援機関（市、区）の役割について検討します。	
課題意識		<ul style="list-style-type: none"> ・地域では、地区連合町内会や地区社協、民児協、ボランティア、NPO 法人等が連携・協働しながら様々な取組が行われていますが、地域によっては担い手の確保が大きな課題となっています。 ・当事者、子育て世代など多様な世代や様々な状況にある人が地域でつながることで、市民参加の裾野を広げていく必要があります。また、第 4 期では社会福祉法人等の施設や企業、NPO 法人、学校等多様な主体と地域が連携した取組が広がりましたが、こうした取組を継続なものにしていく必要もあります。 ・SNS による情報発信やオンライン講座など新たな取組も行われており、社会環境の変化や多様な価値観に合わせた参加について検討が必要です。 	
各回の内容 及び 日程（予定）		7月25日（月） 15時～17時 横浜市庁舎 18 階 みなと 4・5 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会の趣旨、議論ポイントの共有 ・目指す地域の姿やその必要性の共有と現状・これまでの成果・課題等について意見交換
		9月21日（水） 15時～17時 横浜市庁舎 18 階 みなと 4・5 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な世代や人々がつながり、参画し、活躍できる地域づくりに向けて、必要な方策等について検討
分科会で目指す 成果		一人ひとりの状況に合わせた多様な市民参加のあり方、身近な生活圏域でのつながりづくりに向けた考え方を整理し、地域・関係機関・行政等の役割、働きかけについて計画に反映し、推進の中で取組を進めていきます。	
委員 構成	策定推進委員会 委員	生田 純也（地域ケアプラザ）	内田 元久（障害分野関係者）
		内海 宏（地域まちづくり関係者）	宇野 雅紀（市民委員）
		佐伯 美華（学校・地域連携関係者）	佐藤 潮（自治会町内会関係）
		塩田 良英（高齢分野関係者）	名和田 是彦（学識経験者）
		福本 雅美（子育て支援関係者）	山野上 啓子（NPO・市民活動団体等）
	オブザーバー	地域支援課長	地域包括ケア推進課長
		市民局地域活動推進課長	

テーマ名	分科会 2 「分野に捉われず支援が必要な人に早期に支援が届く仕組みづくり」		
主旨	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な世代や人々がつながるきっかけづくり、誰もが自分らしく社会参加できる地域づくりのための方策を考えるとともに、効果的に推進するための地域、関係機関、支援機関（市、区）の役割について検討します ・従来の取組では気づくことが困難な「支援を必要とする人」に気づき、支える仕組みを検討します。 		
課題意識	<ul style="list-style-type: none"> ・地域主体の見守り・早期発見のしくみづくりは進められてきていますが、分野に捉われない様々な主体による地域での見守り体制づくりをさらに進めていく必要があります。 ・地域と支援機関が連携し、生活困窮や制度の狭間により支援が必要な人が、早期に適切な支援につながるしくみづくりを充実させていく必要があります。 		
各回の内容 及び 日程（予定）	7月21日（木） 14時～16時 横浜市庁舎 18階 みなと4・5会議室	分科会の主旨、議論ポイントの共有 「地域で支援が必要な人」「気づきの視点」について意見交換	
	9月29日（木） 14時～16時 横浜市庁舎18階 みなと4・5会議室	支援が必要なひとが早期に支援につながり、支える仕組みについて検討	
分科会で目指す 成果	分野に捉われないより身近な地域での見守りから、気づきを必要な支援につなぎ、支える仕組みを検討し、市域の取組、区域・地域の取組を整理して計画に反映し、推進の中で取組を進めていきます。		
委員 構成	策定推進委員会 委員	赤羽 重樹（医師会）	有本 梓（学識経験者・保健）
		池田 宏史（社会福祉協議会）	小林 政晴（民生委員児童委員協議会）
		鶴見 伸子（障害分野関係者）	西尾 敦史（学識経験者・福祉）
		星 勉（成年後見関係者）	本宿 剛志（障害分野関係者）
		増子 眞智子（保健活動推進員会）	山田 秀人（市民委員）
		川村 幸久（薬剤師会）	坂本 揺子（歯科医師会）
	臨時委員	生田 純也（地域ケアプラザ）	
オブザーバー	都筑区福祉保健課長	南区生活支援課長	

第4期 構成



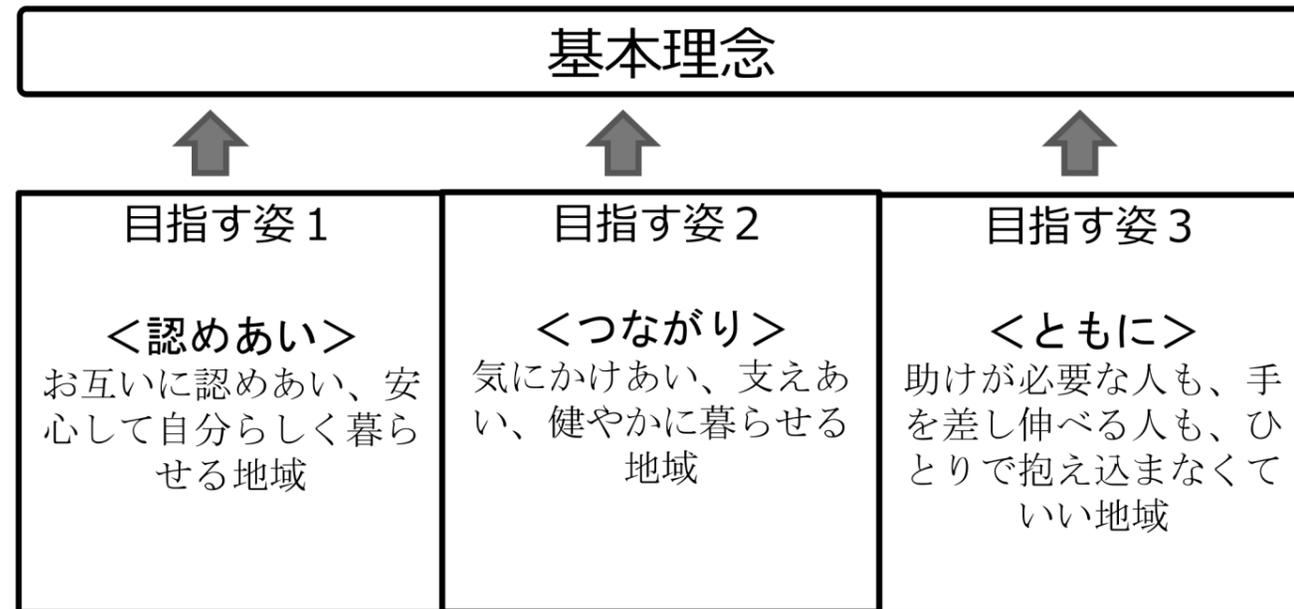
計画の基礎となる共通の考え方

- ア 誰もがお互いに認めあい、安心して暮らせる社会を目指します。
- イ 誰もが地域と関わりながら、お互いに支えあい、健やかに暮らせる社会を目指します。
- ウ 地域における様々な主体が連携しながら、市民一人ひとりが自らの力を生かせるような社会を目指します。

第4期計画の5つの特徴

- より身近な地域での基盤づくり、体制づくりの推進
- 人材の確保・育成
- 包括的な支援体制における早期発見・支える仕組みづくり
- 多様な主体の連携・協働による地域づくりの推進
- 成年後見制度利用促進基本計画との一体的策定及び生活困窮者自立支援方策の推進

第5期 構成 (案)



推進のための取組 <次回検討>

取組事項

第4期市計画の推進の柱・重点項目・取組にあたるものを記載します

推進の視点

地域福祉保健計画の推進により様々な支えあいの取組が進められてきました。一方で生活課題の複雑・多様化やコロナ禍による地域活動の停滞といった課題も明らかとなっており、行政・社協・ケアプラザ等の支援機関は、これまで以上に住民と連携し取組を進める必要があるため、市計画を推進するにあたって大切にしたい視点を整理します。

(イメージ)

- ・一人ひとりの暮らしやつながりを大切にする視点
- ・課題解決にむけて既存の枠組みにとらわれず関わり続ける視点
- ・市民や関係機関と連携・協働により取組を進める視点 など

■ 第5期計画の全体構成(案)

章立て	
冒頭	市民の皆さまに伝えたいこと
第1章 計画策定の趣旨	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉保健計画について 2 計画期間 3 計画の構成
第2章 横浜市の地域保健福祉計画を取り巻く状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 統計データからみる横浜市の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少と高齢化、一人世帯の増加、地域のつながりの希薄化、コロナ禍の地域活動への影響など 2 横浜市のこれまでの取組 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアプラザの整備・地区別支援チーム・より地域に身近な地区連合町内会・地区社協の活躍の推進など 3 国の動向 4 第4期計画の振り返りと第5期計画に向けた課題
第3章 計画の基本理念とコンセプト	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念 2 目指す姿 <ul style="list-style-type: none"> (1)認めあい「お互いに認めあい、安心して自分らしく暮らせる地域」 (2)つながり「気かけあい、支えあい、健やかに暮らせる地域」 (3)ともに「助けが必要な人も、手を差し伸べる人も、ひとりで抱え込まなくていい地域」 3 計画推進の視点 <ul style="list-style-type: none"> (イメージ) ・一人ひとりが育んできた、暮らしの中のつながりを大切にする ・既存の枠組みによる障壁があっても課題解決に向けて取り組み続ける ・市民、関係機関など、様々な主体の連携・協働によりすすめる
第4章 推進のための取組	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>分科会・第2回検討会で検討</p> </div>
第5章 計画の推進にあたって	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画の推進体制 2 進行管理・評価方法
資料編	・統計データ、検討経過、パブコメの実施結果、用語解説、委員名簿など

現状における課題

取組の例

<困っている人が、自ら支援を求めることができない>

- ・家族に精神障害を抱えている人の家族会の参加率が大変低い。世間の偏見に対する恐れから自分の子どもがそういう状態であることを人に言えない雰囲気がある。
- ・自分で困っているという問題認識と、周りが困っている・心配しているという問題認識にずれがあり隙間が生じている。困っていても人に言えない、助けて欲しい、困っているということが配信できない状況にある人がある。

<支援をしたいと思っている人が、一步を踏み出すことができない>

- ・個人情報問題もあり、ご家庭の中まで声をかけにくい
- ・困っている人が多いにも関わらず、何もできていない。ネットを見ると困っている人いることは分かるが、身の回りにいるということは全然知らない状況である。
- ・寄付文化のような大きな変化・高まりがあるように感じた。マッチングが必要。

<地域の「つながり」が希薄化している>

- ・孤独死の問題は、なかなか見つけるのが難しい。これからの福祉は、目に見えないところの人達をどうフォローしていくかが重要。
- ・若者は近所付き合いが少ないので、自治会の加入率が減少している

<地域で活動する「担い手」が不足している>

- ・家族会は高齢化、後継者不足の状況になっており、数年前から家族会の存続・維持が課題
- ・見守り一つを取っても、老人会・自治会・民生委員が行っていて、いろいろな組織が担当しているが、組織は縦割りになっていて、下に行くと同じ人がすべて担当している現状がある

<「連携・協働」が上手くいっていない>

- ・高齢、障害の問題や老人会の問題等、市・区・社協・地域ケアプラザでも枠組みはできている。個々が動いていても連携を取らないため、問題解決に至っていない。コーディネートが重要
- ・給付やサービス中心の福祉や縦割りをどう繋いでいくのか

<コロナ禍を通じた、「つながる機会」の減少や「問題の顕在化」>

- ・コロナで相談と居場所の参加者が減少
- ・コロナの問題が出たことで、埋もれていた生活に困窮している人が表出した
- ・コロナ禍になって生活が変わり生活困窮者の家庭や子ども食堂を利用している家庭では、口腔ケアまでの余裕がなく、学童期の口腔機能の健全な発達等に影響してくるため何かできないかという話が出ている。

■ 困っている人も「地域の一員」として捉える

- ・制度や政策がこれまでは「対象者」と捉えて、その人を地域社会の「仲間」や「一員」として捉えていない。対象者として捉えられてしまうと自分らしく生きるということが否定されているように感じてしまう。
- ・ごみ屋敷でも、問題のある人ではなくて、地域に生きる仲間として、方向性をきちんと捉えている。
- ・地域の中で仕事をつくり出し、コミュニティの中で役割を持って生きていく

■ 困っている人がいることを知る

- ・困っている人が周りにいますよ、ということを知ってもらうことから始まるかもしれない。情報発信していくことが大事ではないか。
- ・DV、子どもたちの虐待、ネグレクトといったことが歯科健診から分かることもある。歯科医師会としては何かできないかという動きになっている。

■ 学校教育で「地域とのつながり」の大切さを伝える

- ・学校教育という場に入り込んでいくことが大事だと思う。ボランティア体験や共感する場、もっとやってみようよ、と後押しすることが大事ではないか。根本的なところから変えていかないと変わらない。

■ 日常的つながりを通じた、支援の届く地域づくり

- ・あまり杓子定規に誰がどこを見守る、というようなことはやらず、フランクに隣の家はどうしているのか気にかけて暮らす等、神奈川区ではやっている。
- ・近所同士でちょっとした気配りが一番大事だと思っている。そういうことをやりながら隣近所の絆を深めている。
- ・引っ越してきたらすぐ、自治会加入の声かけ運動をやっている。

■ 連携・協働の推進、包括的な支援体制

- ・老人クラブの加入の有無に関わらず、地域全体を見ていくシステムにしていかなければならない。それには地区社協、民児協、町内会の皆さんの協働を得ながら実践は老人クラブで対応するといった仕組みにする必要がある。
- ・行政や専門職が包括的な支援体制を構築し、地域と連携していくことが必要。

横浜市をとりまく状況について

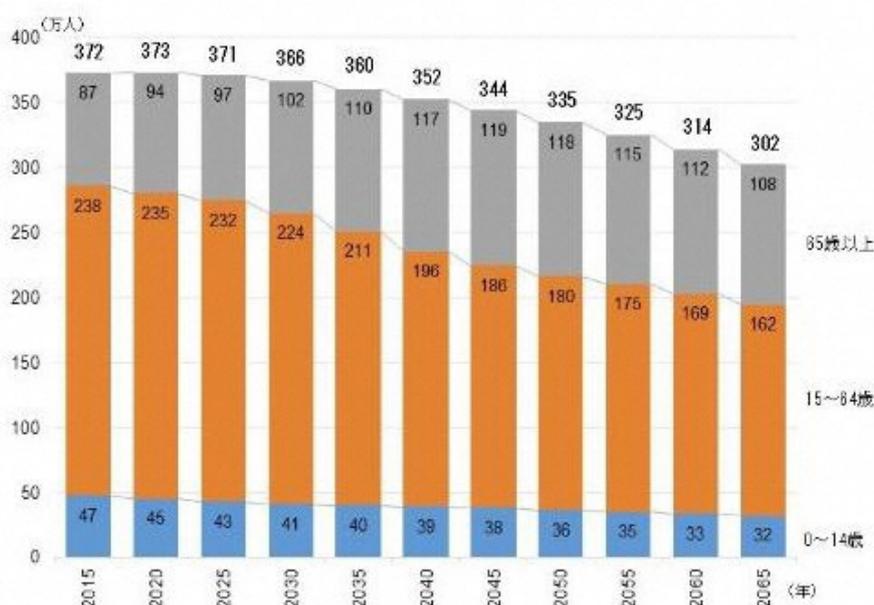
横浜市の地域福祉保健に係る様々な状況について、統計データや市民意識調査などを整理しました。

1. 人口

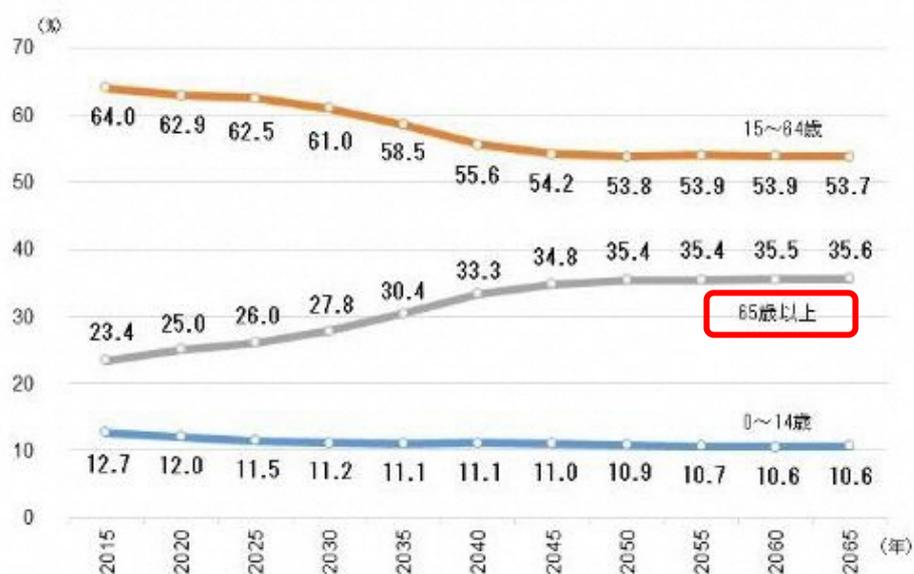
ア 人口（年齢3区分別）の推移と将来推計

2015年を基準時点とした将来人口推計では、横浜市の人口は2019年ピークを迎え、65歳以上の人が占める割合（高齢化率）は人口ピーク時（2019年）で24.8%、2065年では35.6%と見込まれています。

（人口）



（高齢化率）



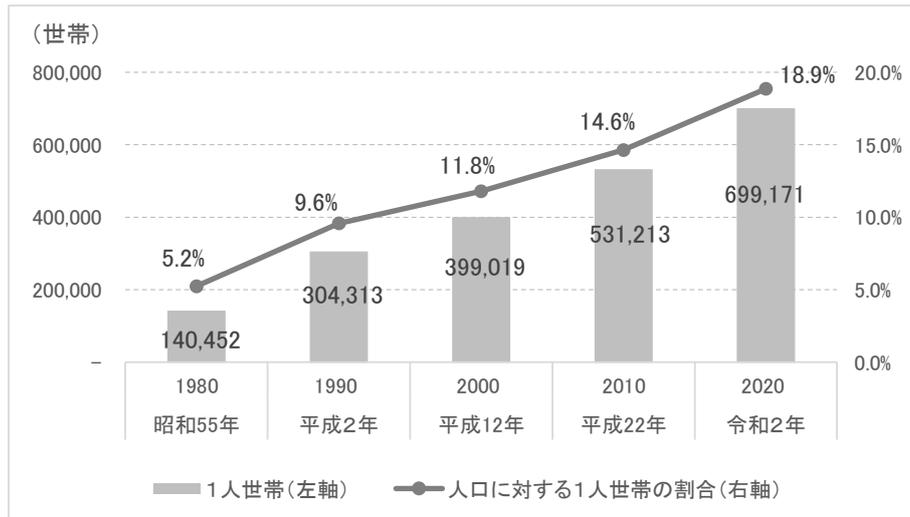
出典：横浜市将来人口推計（政策局 基準時点：2015年）

2. 世帯

横浜市の1人世帯は、2020年は約70万世帯で、1980年からの40年間で約5.0倍、2000年からの20年間で約1.8倍に増加しました。

また、人口に対する1人世帯の割合は、2020年は18.9%で、1980年と比較して+13.7ポイント、2000年と比較して+7.1ポイントと増加しました。

図表 1人世帯・人口に対する1人世帯の割合の推移

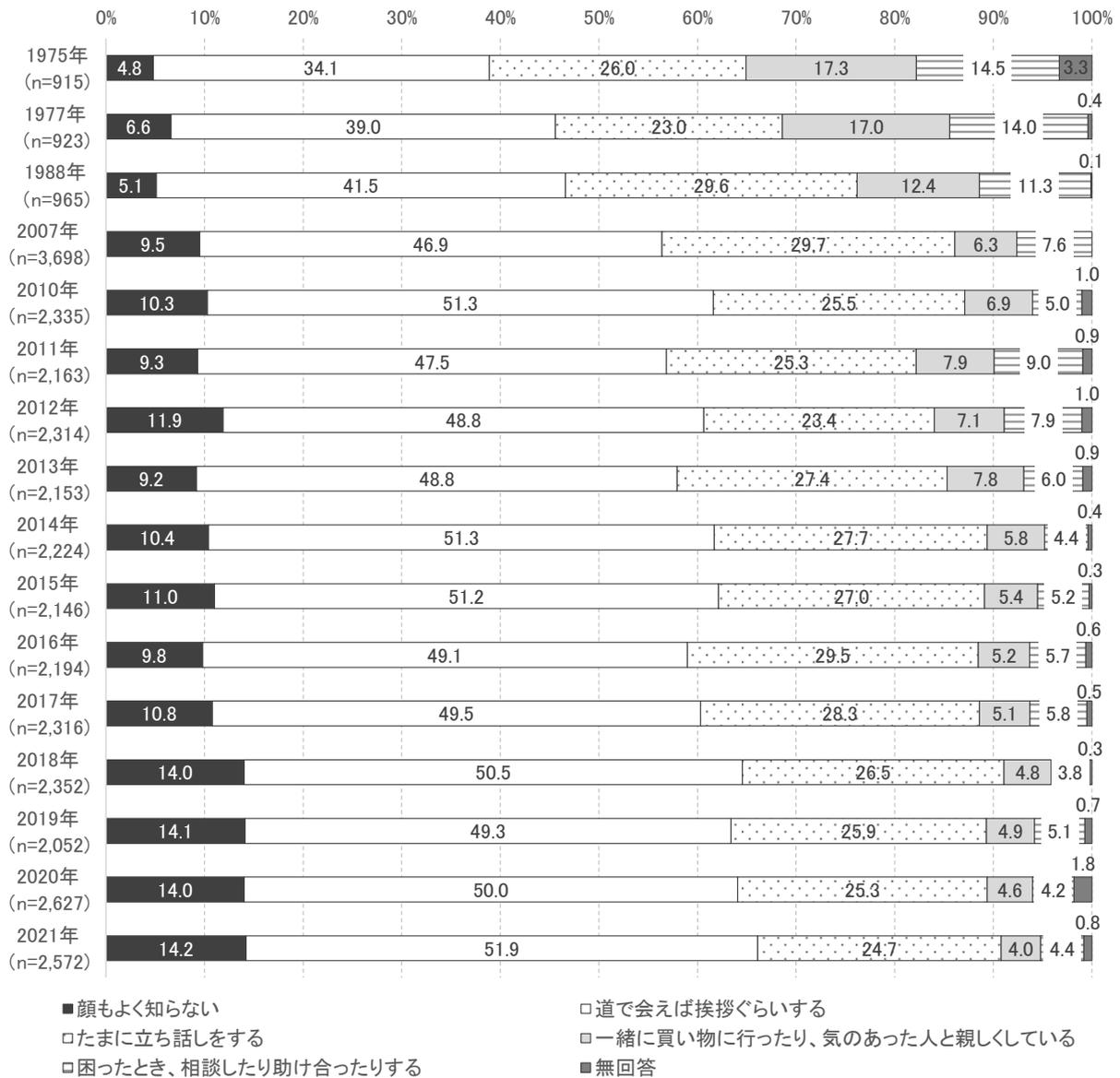


出典：国勢調査（総務省）

3. 隣近所との付き合い方

横浜市民意識調査における「隣近所との付き合い方」の推移をみると、「一緒に買い物に行ったり、気のあった人と親しくしている」や「困ったとき、相談したり助け合ったりする」との回答は、中長期的には減少傾向がみられます。

図表 隣近所との付き合い方

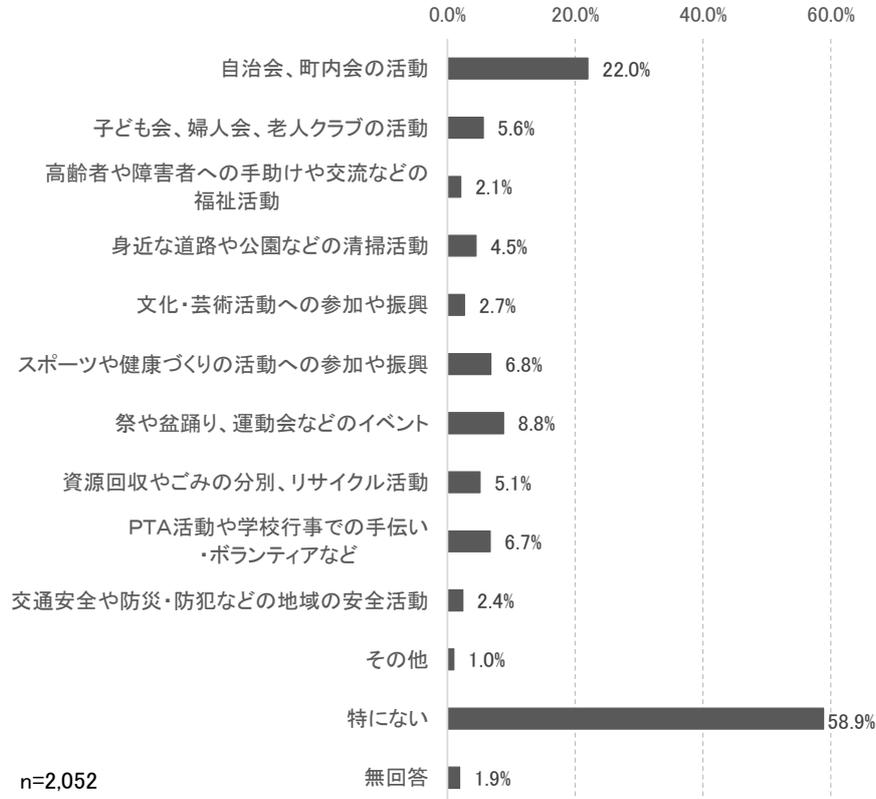


出典：横浜市民意識調査（政策局）

4. 市民参加・活動の状況

「現在、参加している地域活動」をみると、最も多いのは「特にない」で58.9%、次いで「自治会、町内会の活動」が22.0%、「祭や盆踊り、運動会などのイベント」が8.8%でした。

図表 現在、参加している地域活動

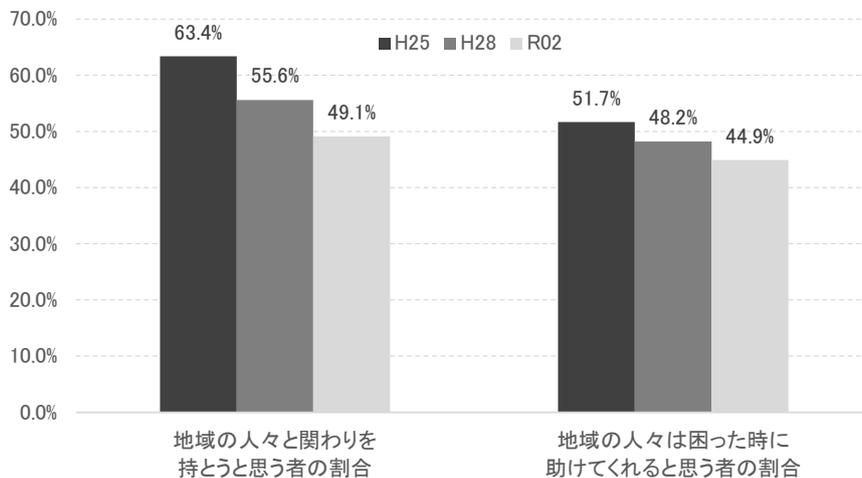


出典：令和元年度横浜市民意識調査（政策局）

5. 地域とのつながり

ソーシャルキャピタルの状況をみると、「地域の人々と関わりを持とうと思う者の割合」と「地域の人々は困った時に助けてくれると思う者の割合」は、ともに低下しています。

図表 ソーシャルキャピタルの状況

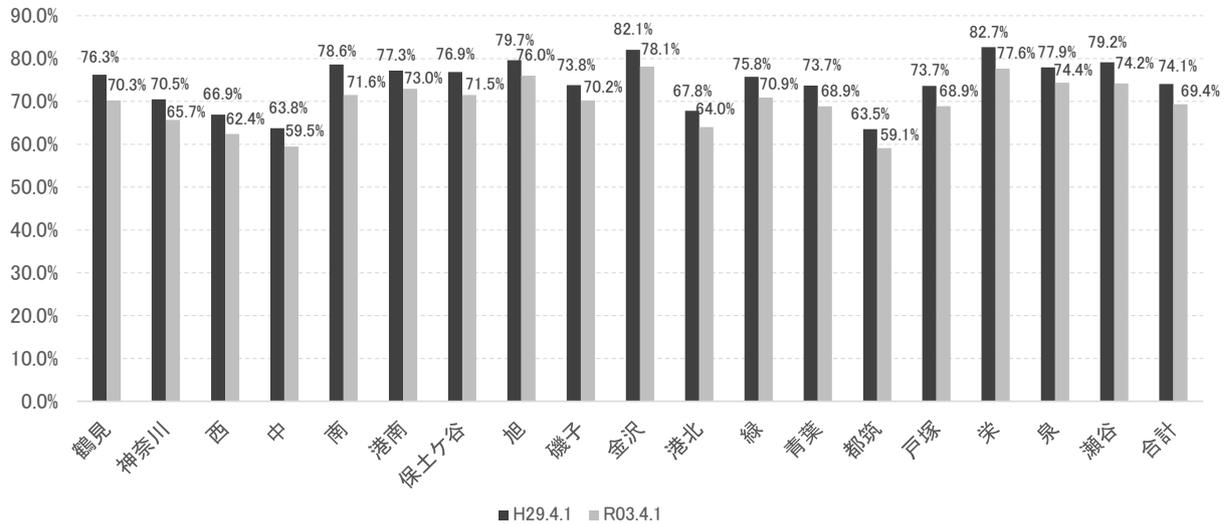


出典：健康に関する市民意識調査（健康福祉局）

区別の自治会・町内会の加入率（令和3年（2021年）4月1日）をみると、最も高いのは「金沢区」で78.1%、最も低いのは「都筑区」で59.1%となっています。

なお、平成29年（2017年）からの変化をみると、すべての区で自治会・町内会加入率は低下しています。

図表 自治会・町内会の加入率



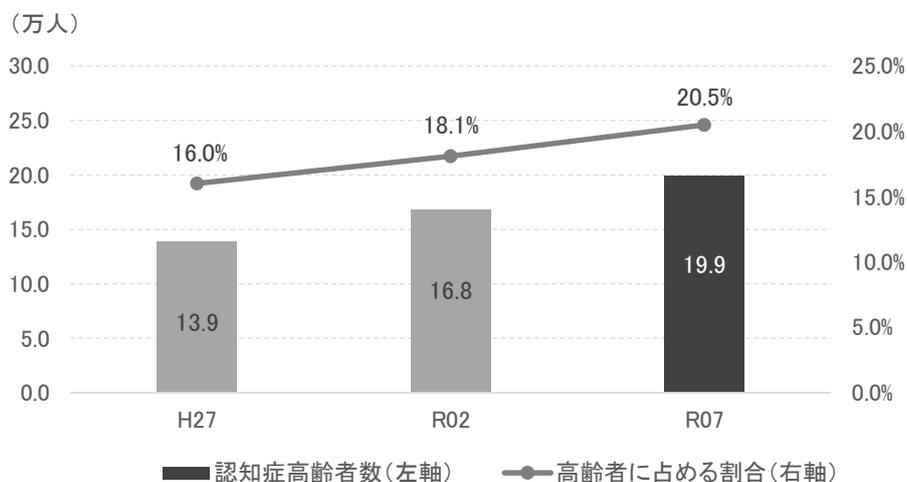
出典：自治会町内会実態調査（市民局地域活動推進課）

6. 認知症高齢者

横浜市の認知症高齢者数は、平成27年（2015年）は約13.9万人で、65歳以上の高齢者に占める割合は16.0%でした。

平成27年（2015年）からの10年間で約1.4倍の増加が見込まれており、令和7年（2025年）には約19.9万人となる見込みです。高齢者に占める割合は20.5%まで増加し、高齢者の5人に1人が認知症高齢者となることが予想されています。

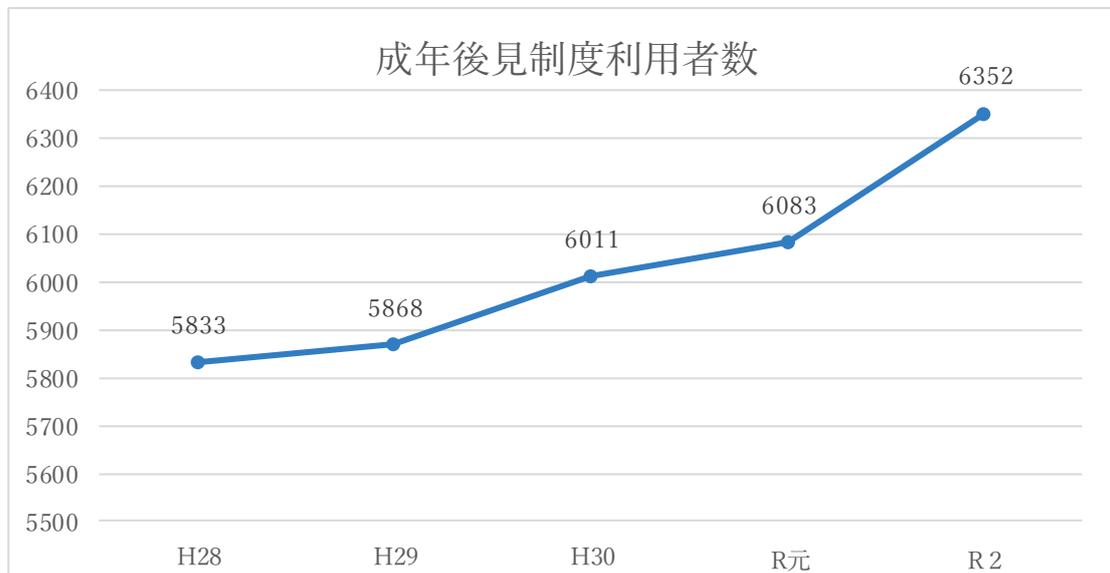
図表 認知症高齢者数と高齢者に占める割合の推移



出典：第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）（健康福祉局）

7. 成年後見制度

成年後見制度の利用者数は、年々増え続けています。制度の利用対象者と考えられる、認知症高齢者や知的障害、精神障害のある方も増加しており、今後の利用者の増加が見込まれます。



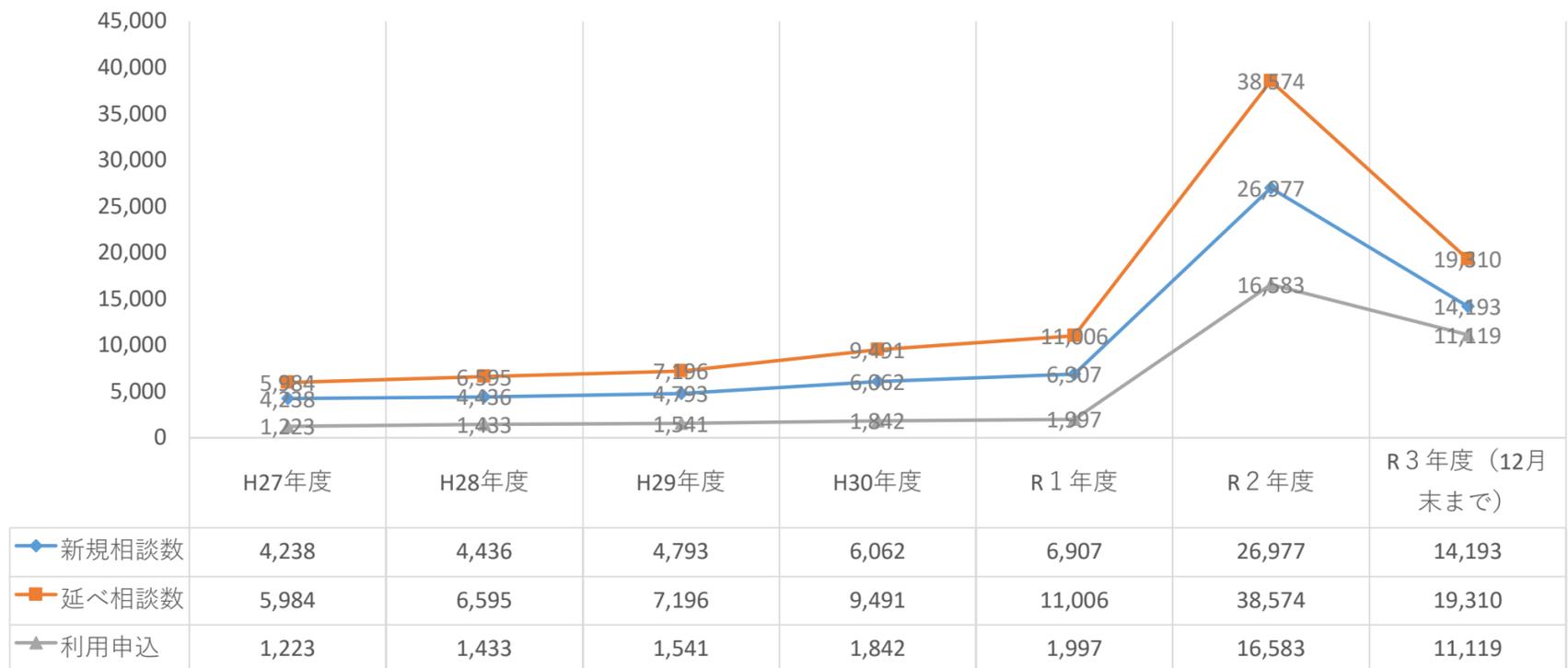
出典：横浜家庭裁判所

- 1) 各年1月1日から12月31日の集計データ。
- 2) 成年後見制度利用者とは、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人が審判され、現に任意後見契約が効力を生じている本人を言い、グラフはその合計数。
- 3) 横浜家庭裁判所が管理している利用者数を集計したものであり、その数値は今後の集計整理により訂正が生じることがあります。

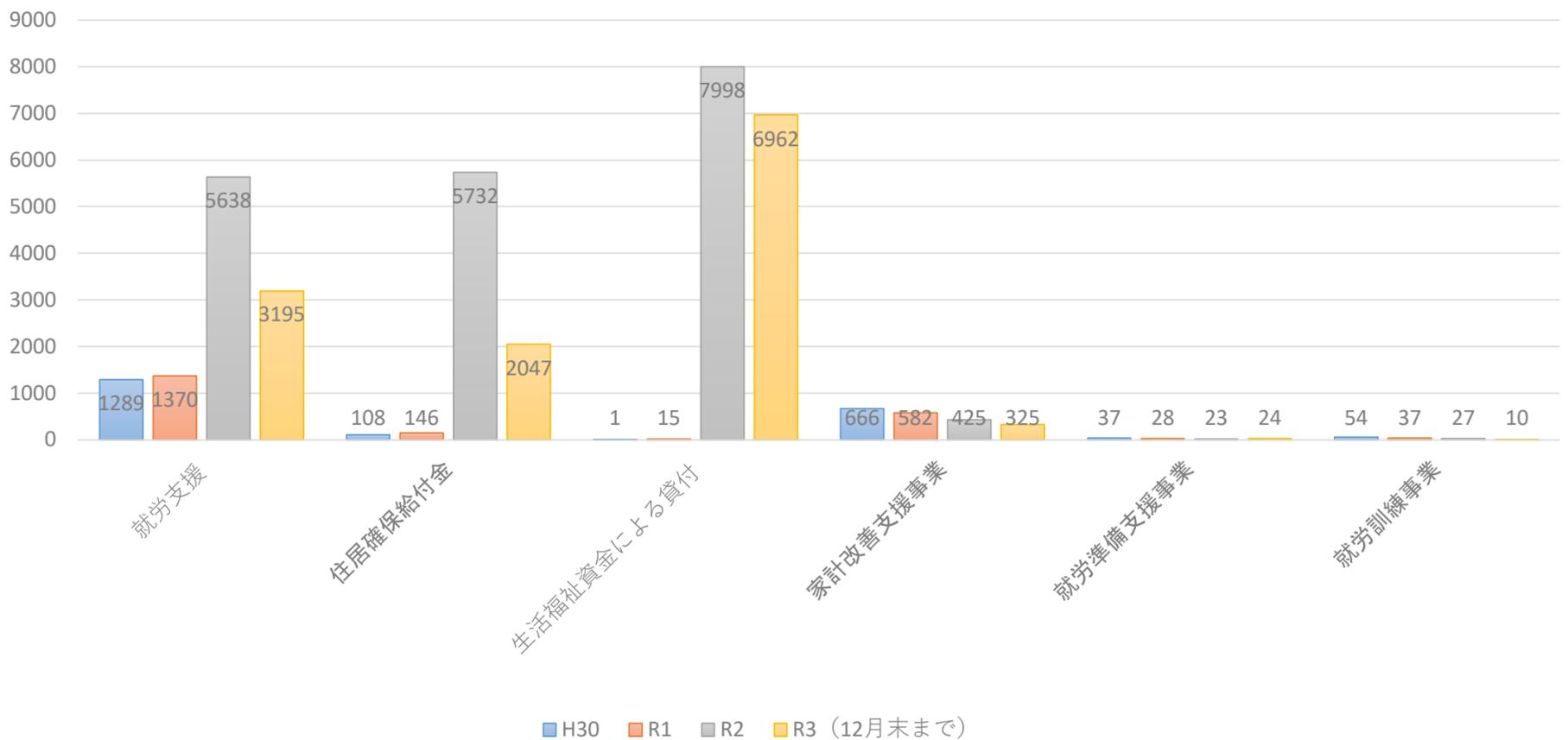
コロナ禍での生活困窮者における支援状況について

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、住居確保給付金及び社会福祉協議会が実施する総合支援資金の特例貸付の要件緩和が行われたことで、相談数が急増しました。

新規・延べ相談件数、利用申込者数（H27～R3.12月）



主な支援メニューの利用状況（H30～R3.12月）



生活福祉資金貸付事業の申請実績

従来の生活福祉資金の貸付事業に加え、コロナの影響をふまえた特例貸付が令和2年3月末から開始されました。開始直後から相談・申し込みが絶えず、複数回にわたり受付期間を延長し、現在も継続しています。

◆特例貸付申請実績 (R4年3月末)

(単位：件)

	R3	R2	R1
特例貸付 (緊急小口資金)	10,612	21,897	
特例貸付 (総合支援資金・初回)	10,611	17,767	
特例貸付 (総合支援資金・延長)	4,016	8,338	
特例貸付 (総合支援資金・再貸付)	7,803	3,340	
合計	33,042	51,342	

【参考】◆従来の生活福祉資金等の貸付実績

(単位：件)

	R3	R2	R1
総合支援資金	県社協 集計中	5	3
緊急小口資金		49	70
合計		54	73

社会情勢など**本人の責によらないきっかけ**で、生活が大きく崩れ、**困窮状態に陥る**世帯が、地域にこれだけたくさんいるということを、生活困窮者自立支援担当では実感しました。中には、何か他に援助を求めることが難しく、社会的に孤立した状況の方も多くみられました。



困窮状態に陥る要因は本人の責任によるものだけではない

そのようなまなざしを持って、お困りの方が必要な支援に繋がるような地域を目指しています。

いわゆる「ごみ屋敷」の状況について

横浜市では、ごみなどによる「不良な生活環境」の解消・発生防止を図るため、「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」を平成28年12月1日に施行し、「ごみ屋敷」対策を進めると共に地域課題の解決に取り組んでいます。

1 いわゆる「ごみ屋敷」条例を通じた地域共生社会の実現

この条例では、主に地域社会における孤立等の生活上の諸課題に起因していたことを踏まえ、現に堆積等しているごみを片付けることにとどまらず、ごみ屋敷の発生の未然防止や再発防止を含め取り組むことで、市民の安全で良好な生活環境を確保し、市民が健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指しています。

2 横浜市の現状

平成28年12月1日から令和3年3月31日までの把握件数、解消件数

把握件数 214件 解消件数 170件

3 市民の「ごみ屋敷」に対する声 ～ヨコハマeアンケート結果から～

令和3年5月、「ごみ屋敷」に対する市民の認識を把握するため、ヨコハマeアンケート[※]を実施しました。

アンケート結果では、近隣の方が「ごみ屋敷」状態となってしまった場合、何か働きかけを行うかという質問に対し、「関わりたくないので何もしない」という回答が多く、「ごみ屋敷」と周囲から分かる状態となった後では、社会的孤立のきっかけになり得ることがわかりました。

一方で、ごみ出しに困っている近隣住民に対しては、区役所に相談したり、ごみ出しを手伝うという回答が多いことがわかりました。

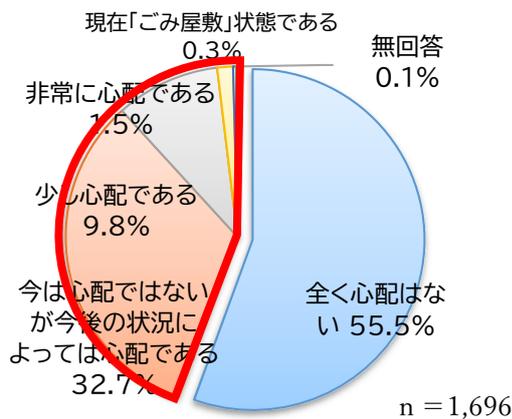
※ヨコハマeアンケートとは

公募した登録メンバーを対象に、インターネットで市政に関するアンケートに回答いただき、市民の声を収集・把握することで、事業の企画、効果の測定、改善等に活用しています。

対象者：市内在住の15歳以上の方 ※令和3年度実施当時

回答者数：1,696人（回答率48.1%）

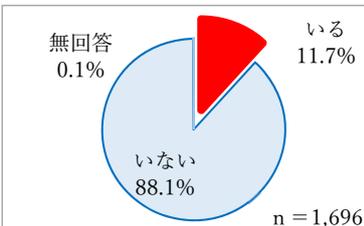
Q あなたの自宅が「ごみ屋敷」状態になるかもしれないと心配になることはありますか。



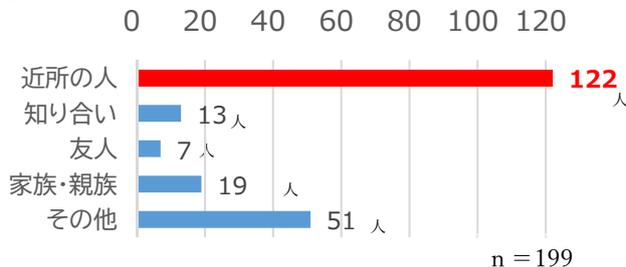
Q. そのように考える理由として、当てはまるものすべてを選択してください。（複数選択可）

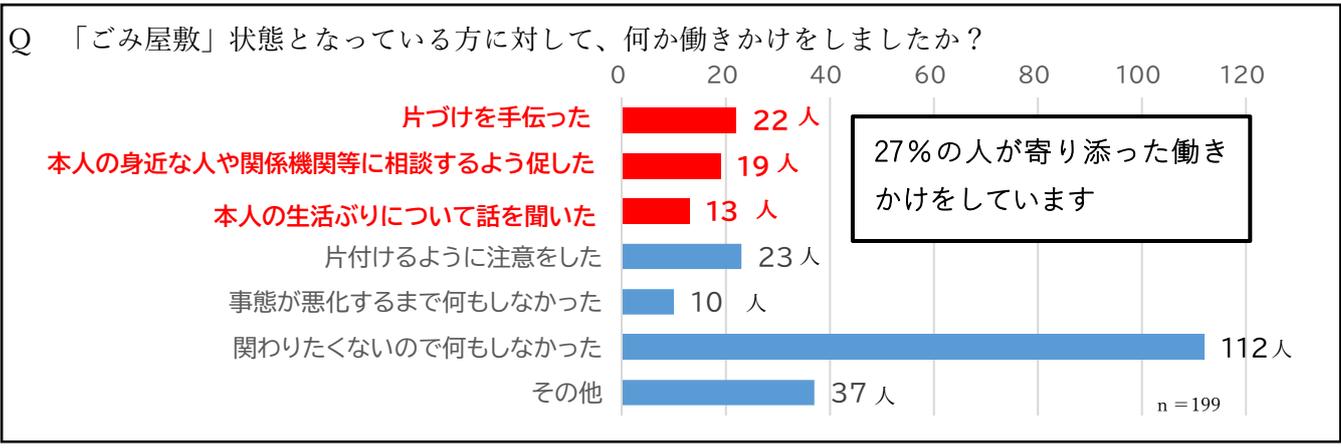


Q. あなたの周囲に、自宅に多くのごみが堆積し「ごみ屋敷」に住んでいる人はいますか。



Q. それは、どのような関係の方ですか。（複数選択可）





4 誰にでも起こりうることだからこそ、地域のつながりが重要

ごみという表面化された問題だけではなく、原因となっているものが何かを把握し、個々の支援を通じて得られた課題を地域課題と捉え直し、地域福祉を推進するための活動を連動させながらの再発・発生防止が重要です。

事例調査「ごみ屋敷」になったきっかけ

Q：対象者がごみをためてしまう要因となったもの、きっかけとして考えられるものは何ですか？（複数回答可）

順位	項目	件数
1位	精神症状等	18件
2位	身体症状等	17件
3位	分からない	14件
4位	片付けの優先順位が低い	12件
5位	ライフイベント（家族との死別、離婚等）	11件
6位	地域からの孤立	9件

平成30年7月「事例基礎調査（横浜市）」 68件より

1位は精神症状等、2位は身体的症状等でした。また、5位は家族との死別や離婚等のライフイベントでした。このように、「ごみ屋敷」となった要因は、誰にでも起こりうる事がわかります。

事例調査（併発している課題）

Q：対象者に併発している課題として考えられるものは何ですか？（複数回答可）

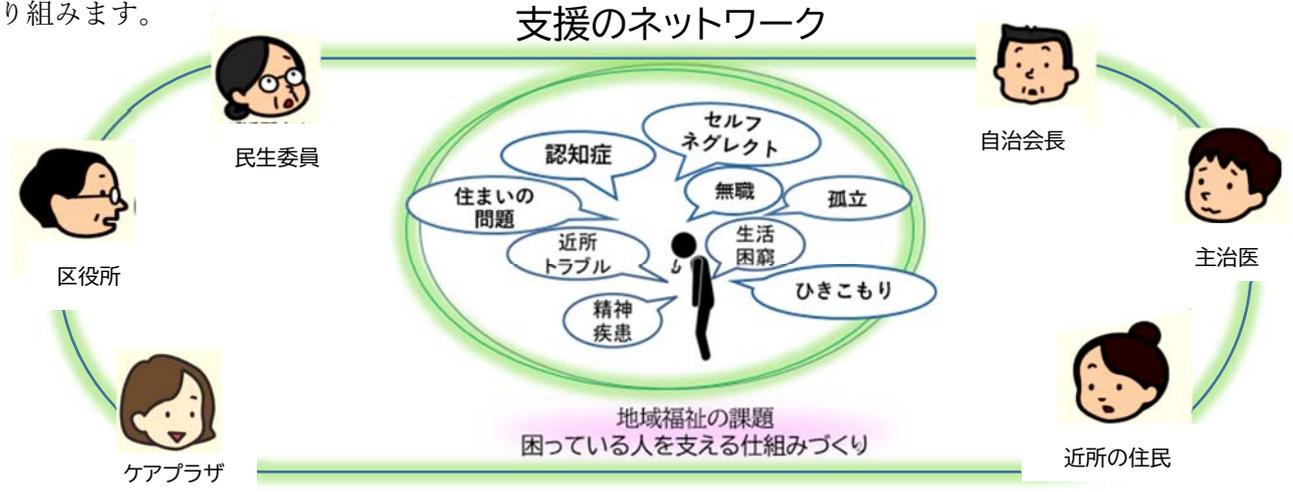
順位	項目	件数
1位	経済的困窮	11件
1位	地域からの孤立	11件
3位	ない	10件
4位	ひきこもり	9件
5位	家族関係の不和	8件
6位	身体症状等	7件

平成30年7月「事例基礎調査（横浜市）」 68件より

経済的困窮、地域からの孤立、引きこもり、家族関係の不和など、「ごみ屋敷」の問題とは別の問題が生じていることがわかります。

5 孤立・排除から多様な人々が共生する社会へ

「ごみ屋敷」状態が重篤化しないよう身近なところで声掛けが出来る地域づくりを目指します。また、未然防止、早期対応ができるよう、市、区役所や関係機関、地域住民と見守りのネットワークづくりに取り組みます。



地域の中で孤立してしまいがちな例（ひきこもり）

ひきこもりとは

「様々な要因の結果として社会への参加がせばまり、就学や就労など自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」を「ひきこもり」と呼んでいます。

※横浜市の年齢別人口（平成29年1月1日時点）における調査結果

15～39歳にあたる約1,046千人のうち、ひきこもり状態にある若者は約15,000人

40～64歳にあたる約1,311千人のうち、ひきこもり状態にある中高年は約12,000人

（平成29年度横浜市子ども・若者実態調査、市民生活実態調査より）

※令和3年度ひきこもり支援研修（支援者向け）「家族の気持ちと家族支援の重要性」より

ひきこもりとは

「怠けて甘えているだけだ」「得たいが知れない犯罪者予備軍」「家の恥だ」など、ネガティブなイメージでとらえられがち。また、家族に対しても「親の育て方が悪かったからだ」「親が甘やかしているからだ」という目でみられてしまうことから、世間の目を気にしてしまい、どこにも誰にも相談せず、家族で抱えこみがちとなってしまう。その結果、地域の中で孤立していってしまう。



本人にとって、ひきこもり状態とは

「生きていくために、それ以外選択せざるを得なかった状態」であり、そうしなければ生きられなかったから。その選択を「間違っている」と否定することは、生きようとした本人を否定することになってしまう。支援者は、今を否定するのではなく「ひきこもりながら生きてきた人」として、目の前の本人をひとりの「人」として理解しようとする姿勢が大切



地域での見守りも、レッテルを貼らず、地域で共に生きている「●●さん」「ひきこもって問題のある人」ではなく、「地域で共に生きている人」というまなざしが大切

研修に参加された民生委員さんの声

・民生委員として、一人の地域住民の立場としてのひきこもり支援の重要性が具体的に理解できました。キーワードの寄り添い・まなざし・共生・それぞれの立場、歴史、背景…。最後の家族会の方の生の声を受け止め、今後の活動の一助にしていきたいと

感じました

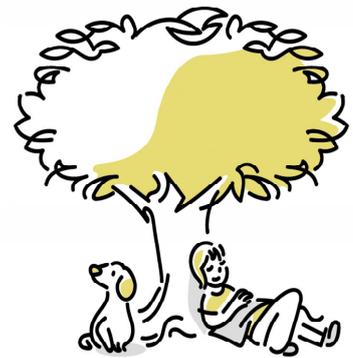
- ・「ひきこもって問題ある人」ではなく「地域で共に生きている人」「本人は何を大事に、どのような生活を望んでいるのだろうか」という視点
- ・「ひきこもり」という色眼鏡で見ることなく、ご家族やご本人の気持ちに寄り添うこと。社会で、地域で共に生きていくことの大切なことがわかりました。理解者が増えていくようにと、思います。
- ・引きこもりは悪いことではないとより理解できました。地域で共に生きている人という捉え方を周りの方々にも伝えたいと思います。

ひきこもりは誰にでも起こりうることで、特別なことはありません。

ひきこもり状態にある方も、そのご家族も、

「地域で共に生きている人」

というまなざしが大事です。



地域活動の状況

(1) 地区社協実施事業数

地区社協が行う事業は、年々増加傾向にありましたが、コロナ禍により全体的に事業が減少しました。事業別では、特に「交流」や「居場所」などが大きく減少した一方「個別世帯の見守り」や「地域全体の見守り（パトロール）」など増加した事業もありました。

事業名	R3	R2	R1
個別世帯の見守り	288	277	290
地域全体の見守り（パトロール）	245	235	210
地域全体の見守り（支え合いマップ・要援護者マップなど）	144	223	228
交流（イベントなど単発な物）	228	755	766
居場所（サロン・子ども食堂など継続的なもの）	788	1,056	1046
配食活動	77	85	81
主催研修	65	163	182
合計	1,835	2,794	2,803

(2) 子どもの居場所数と活動状況

子どもの居場所数や活動は増加しています。また、普段学習支援を行っている団体が食料配布（フードパントリー）に変更して困窮世帯の子どもを支援するなど、内容や方法を工夫している団体もあります。活動を再開する団体も増えてきましたが、依然として2割ほどが休止しています。

	R3	R2	R1	H30	H29
子どもの居場所数	259	236	217	183	129

活動種別（複数回答）	R3	R2	R1	H30	H29
子ども食堂・地域食堂	149	146	134	110	71
学習支援	91	76	69	40	32
フリースペース	114	101	84	29	13
その他	69	64	51	9	8
合計	423	387	338	188	124

コロナ禍での実施状況	R3	R2
再開	130	75
パントリーなど実施方法を変更	103	52
休止	91	92
その他・不明	99	168

誰もが安心して暮らせる地域にするために
～包括的支援の必要性について～

令和4年度横浜市地域福祉
保健計画策定・推進委員会
資料5-6

取り巻く環境（背景）

- ・人口減少
- ・少子高齢化
- ・単身世帯の増加
- ・自治会・町内会
加入率の低下
- ・近所付き合いの減少

個人の状況（社会的孤立）



- ・地域活動参加の減少
- ・地域と関わりを持とう
と思う者の割合の低下
- ・困った時に助けてくれ
ると思う者の割合低下

社会的孤立や多様化・複合化した課題に対し**包括的な支援**が必要



困っている人に気づく視点



様々な主体が協力して支えあう仕組み

第5期横浜市地域福祉保健計画

市民の皆さま、行政、関係機関、団体と連携・協働で「**地域共生社会**」の実現を目指します。



「**地域共生社会**」実現のためのキーワードは「**我が事・丸ごと**」

「**我が事**」ってどういうこと？

社会的孤立や制度の狭間の課題といった、地域で表面化している課題に対し、地域住民が「他人事」ではなく「我が事」の意識をもって主体的に取り組み、**つながり支え合う地域を育んでいく**こと。

「**丸ごと**」受け止めるってどういうこと？

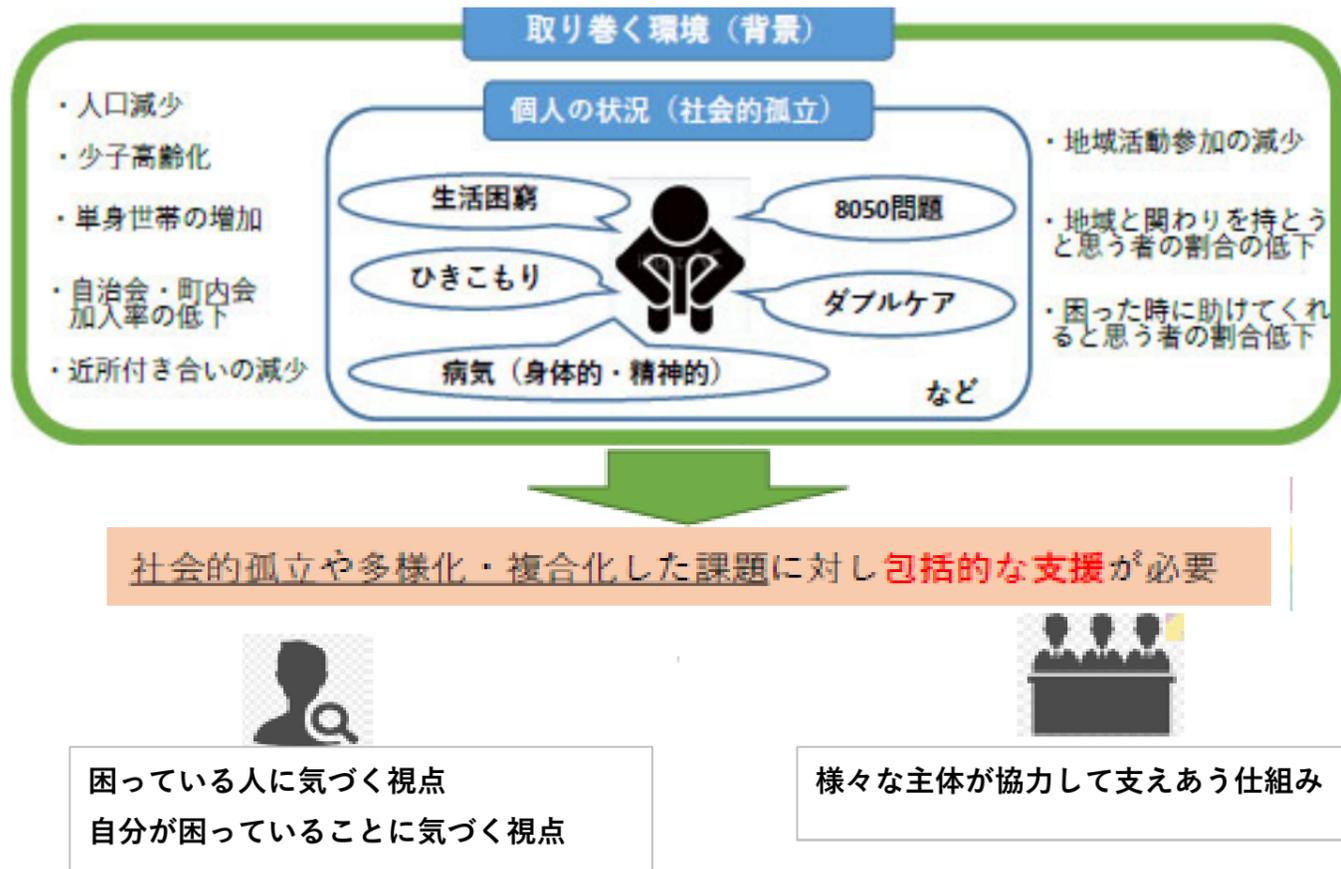
「いわゆるごみ屋敷」や「ひきこもり」のように、多様化・複合化している生活課題に対し、高齢、障害といった分野を越えて**包括的な支援を提供**すること。

2017年6月2日交付 改定社会福祉法の概要より
「包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改訂する法律による改定」

それぞれにできることを考え、参画することが大切！
＝「**地域共生社会**」の実現

分科会2「分野に捉われず支援が必要な人に早期に支援が届く仕組みづくり」

資料5 分科会意見交換参考資料より



(1) 「現状では解決の難しい課題を抱えた人や世帯はありますか？」

背景や理由などもわかれば教えてください。

例) 複合的な課題 支援制度に該当しない人 支援につなげにくい人など

意見交換シート

第4期市地域福祉保健計画中間評価より抜粋

当日差替え資料

資料6

推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり

今後の取組

○**複雑・多様化する生活課題に対し、支援が必要な人が、早期に適切な支援につながる仕組みづくり**

○生活課題に対するさまざまな機関の連携・協働による取組の推進成年後見制度の利用を必要とする人が適切な支援につながるための取組の推進。

○地域の中核的な相談支援機関（地域ケアプラザ、基幹相談支援センター等）に加え、ケアマネジャーや計画相談事務所など、身近な支援者への制度理解の促進と連携した対応

根拠・課題

・分野に捉われない地域主体の見守り・早期発見の仕組みづくりは進められてきています。今後は地域住民、支援機関、企業等様々な主体による地域での見守り体制づくりをさらに進めていく必要があります。

・生活困窮者の支援やいわゆる「ごみ屋敷」など幅広い生活課題に対する支援にあたっては、幅広い視点からみた検討の場が必要です。さまざまな機関の連携・協働による取組がこれまで以上に必要であり、その取組や支援機関同士をつなぐ役割が重要です。

・新型コロナウイルス感染症の影響で生活困窮や社会的孤立に対する地域と支援機関、企業が協働した取組が増えました。

・複雑・多様化する生活課題に対し、早期に適切な支援につながるようしくみづくりを今後も充実させていく必要があります。

・成年後見制度の利用を必要とする人が適切な支援を受け、自分の力を生かしながら、地域で安心して生活できるよう取組の推進が必要です。また、地域の中核的な相談支援機関（地域ケアプラザ、基幹相談支援センター等）だけでなく、ケアマネジャーや計画相談事務所など、直接、高齢者・障害者等と接する機会の多い、より身近な支援者にも制度理解を広げ連携した対応が必要です。

(2) 「支援が必要な人」にどうしたら早く気づくことができますか。

「支援が必要な人」に気づいたときにどうしたらいいと思いますか。

当事者が声を上げる為にはどうしたらいいと思いますか。

それぞれの立場からご意見ををお願いします。

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日 健福第 1765 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、横浜市の地域福祉保健推進に関する事項を総合的に定める横浜市地域福祉保健計画（以下「計画」という。）を策定すること及び策定後の計画の推進状況を評価することを目的とした横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画の評価に関すること。
- (4) その他計画の策定・推進・評価に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市民
- (2) 福祉保健活動を行う者
- (3) 社会福祉事業を経営する者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 前項に掲げる委員の他、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 第 1 項(1)の市民委員については、別に定めるところにより公募する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

第 5 条 委員は、別に定めるところにより報酬を受けるものとする。

（委員長）

第 6 条 委員会に委員長 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長がこれを召集する。

2 委員会の議長は、委員長が務める。

3 委員会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項においても同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(分科会)

第8条 第2条に掲げる担当事務の事前の調査及び検討を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会は、委員長が指名する委員若干人及び臨時委員をもって組織する。

3 分科会に分科会長一人を置き、分科会の委員及び臨時委員をもって組織する。

4 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

5 第7条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条中の「委員長」とあるのは「分科会長」と、「委員」とあるのは「分科会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「分科会の臨時委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 委員長又は分科会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議（分科会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第11条 委員会及び分科会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条第1項の規定に関わらず、この要綱施行後、最初の委員会の招集は市長が行う。

3 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成26年3月31日までとする。

(第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱の廃止)

4 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱（平成20年2月4日制定）は、廃止する。

(第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会運営要領の廃止)

5 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会運営要領（平成20年2月4日制定）は、廃止する。